政令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年七月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十四号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、四二」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は他の法令による輸出の免許を受けている者が輸出する場合」を削る。

第四条第二項ただし書中「別表第二の三五の三の項（一）及び（六）並びに三七」を「別表第二の三七から四一まで及び四三」に改め、「（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては経済産業大臣が告示で定めるものに限り、同表の四二の項の中欄に掲げる貨物にあつては向精神薬であつて麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の十一第二号の規定に該当する者が輸出するものを除く。）」を削り、同項第二号イ中「別表第二の一及び」を「別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに」に改め、「貨物」の下に「（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）」を加え、同項第三号に次のただし書を加える。

ただし、別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合を除く。

第四条第二項第四号ただし書中「に掲げる貨物」を「並びに三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）」に改める。

第十一条第一号中「四三まで」を「四一まで及び四三」に改める。

附則第三項中「及び三五」を「、三五から四一まで及び四三」に改める。

別表第一の二の項（三十九）を次のように改める。

（三十九）	高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品	

別表第一の二の項（四十）中「マンガニンを用いた」を削り、同項（四十一）に次のように加える。

7	雷管の部分品	

別表第一の二の項（四十三）中「トリチウム」の下に「又は重水素」を加え、同項に次のように加える。

（五十一）	レニウム、レニウム合金又はレニウムタングステン合金の一次製品	
（五十二）	防爆構造の容器	

別表第一の三の二の項（二）2中「発酵槽」の下に「又はその部分品」を加える。

別表第一の七の項（九）を次のように改める。

（九）	サンプリングオシロスコープ	

別表第一の九の項（五の四）の次に次のように加える。

（五の五）	インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品	

別表第一の九の項（六）中「（五の四）」を「（五の五）」に改める。

別表第一の一一の項（三）中「又はこれらの部分品」を削る。

別表第二の三五の三の項（五）中「除く」を「除き、同号に掲げる物にあつては経済産業大臣が告示で定めるものに限る」に改める。

別表第二の四二の項を次のように改める。

四二	削除	

別表第三の二中「アフガニスタン」の下に「、中央アフリカ」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第三の二の改正規定は、平成二十六年九月十五日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三